

平成25年(ワ)第38号, 第94号, 第175号, 平成26年(ワ)第14号, 第165号, 第166号 原状回復等請求事件

判 決 骨 子

福島地方裁判所第一民事部

【当裁判所の判断の骨子】

第1 原状回復請求について

原告らの旧居住地の空間線量率を本件事故前の値である $0.04 \mu\text{Sv/h}$ ^{マイクロシーベルト毎時}以下にせよという原状回復請求は, 被告らに求める作為の内容が特定されていないから, 不適法である。

第2 将来請求について

被告らに対する請求のうち, 本件口頭弁論終結日の翌日である平成29年3月22日以降に発生する損害の賠償を求める訴えは, 権利の発生が不確定な将来の事情の変動に関わるものであるので, 将来請求としての適格性を満たしておらず, 不適法である。

第3 被告国の責任及びその範囲

1 責任の有無

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成14年7月31日に作成した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(長期評価)は, 法律上の根拠に基づき, 想定される地震の長期評価を行うために組織された地震本部地震調査委員会が, 専門的研究者による研究会における議論を取りまとめたものであって, 専門的研究者の間で正当な見解であると是認された見解であり, その信頼性を疑うべき事情は存在しない。

被告国は, 平成14年の「長期評価」に基づき, 直ちにシミュレーションを実施していれば, 平成20年4月18日に被告東電が試算した(平成20年試算)とおおり, 福島第一原発敷地南側において最大 $0. P. +$

15. 7mの津波を予見可能であった。

1～4号機の非常用電源設備は「津波により損傷を受けるおそれ」があり、電気事業法39条に定める技術基準に適合しないと認めるべきものだったのであるから、経済産業大臣は、同法40条の技術基準適合命令を発することが可能であった。

被告国（経済産業大臣）において平成14年末までに適切に規制権限を行使し、「長期評価」から想定される地震によるO. P. +15.7mの津波に対する安全性の確保を被告東電に命じていれば、被告東電は、非常用電源設備の設置されたタービン建屋等及び重要機器室の水密化の措置をとっていたであろうと認められ、そのような措置をとっていれば、全交流電源喪失による本件事故は回避可能であった。

被告国のこの平成14年末時点における津波対策義務に関する規制権限の不行使は、本件の具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたと認められるから、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償責任を負う。

2 責任の範囲

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（炉規法）、電気事業法の枠組みによれば、原子炉施設の安全性を確保する責任は第一次的には当該原子炉を設置する原子力事業者（本件事故においては被告東電）にあり、被告国（経済産業大臣）の責任はこれを監督する二次的なものにとどまるというべきであるから、被告国が規制権限不行使により国賠法上の責任を負う場合においても、その賠償すべき責任の範囲は、被告東電の負う責任の2分の1（被告東電の責任と重なり合う範囲で不真正連帯債務）にとどまる。

第4 被告東電の責任

被告東電は、民法709条の一般不法行為に基づく責任を負わないが、

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項に基づいて損害賠償責任を負う。

なお、被告東電にも、「長期評価」から予見される津波対策を怠った過失があると認められるが、故意や重過失までは認定できない。

第5 平穏生活権侵害による損害

原告らは、追補を含む中間指針や被告東電の自主賠償基準で賠償の対象となっている部分（中間指針等による賠償額）は本件訴訟の請求対象としないと主張しているから、本件では、原告らが現に受領したか否かを問わず、「中間指針等による賠償額」を超える損害が認められるか否かを判断した。

帰還困難区域旧居住者（本件事故当時に当該区域内に居住していた者）については、「中間指針等による賠償額」である360万円を超える損害として20万円を認めた。

双葉町の避難指示解除準備区域旧居住者についても、同様に20万円の賠償を認めた。

旧一時避難要請区域（南相馬市が独自に一時避難を要請した、南相馬市のうち避難指示区域と旧緊急時避難準備区域を除いた区域）旧居住者については、「中間指針等による賠償額」である70万円を超える損害として3万円を認め、子供・妊婦には追加してさらに8万円の賠償を認めた。

子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者については、「中間指針等による賠償額」である8万円を超える損害として16万円を認めた。

子供・妊婦以外の県南地域旧居住者については、「中間指針等による賠償額」は0円であるが、これを超える損害として10万円を認めた。

子供・妊婦以外の茨城県水戸市、日立市、東海村の旧居住者について、1万円の損害を認めた。

それ以外の原告らについては、「中間指針等による賠償額」を超える損害

があるとは認められない。

第6 「ふるさと喪失」損害

「中間指針等による賠償額」において帰還困難区域につき認められている1000万円の賠償は、「ふるさと喪失」による損害賠償と同じ性質を持つと解される。それ以外の区域については定められていない（0円である）と解されるから、これらを超える損害の有無を判断した。

帰還困難区域旧居住者については、「中間指針等による賠償額」である1000万円を超える損害は認められない。

居住制限区域、避難指示解除準備区域旧居住者については、月額10万円の継続的賠償と別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められない。

第7 認容額（既払金及び弁護士費用等）

一部原告には、「中間指針等による賠償額」を超える賠償を受けている者がいるので、超える部分について控除した。

認容額につき、それぞれ、基本的には元金の10%相当額の弁護士費用を認め、弁護士費用を含めた認容額に1万円未満の端数が出る原告については、端数切り上げ分に相当する弁護士費用を増額した。

本件事故は平成23年3月11日に起こったものとみなして、不法行為の日（本件事故日）である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を付した。

その結果、被告東電に対しては、原告らのうち2907名に対し、合計4億9795万円及び遅延損害金の支払を命じ、被告国に対しては、原告らのうち2905名に対し合計2億5023万円及び遅延損害金（被告東電と重なり合う範囲で不真正連帯債務）の支払を命じた。

民事訴訟法の規定に従って、訴訟費用の負担を定めた。

仮執行宣言は、相当でないのでこれを付さないこととした。